

地元説明会での意見及び意見書

西平井自治会	意見	市の考え方
	・大字西平井の区画整理区域外はどうするのか。	区画整理区域外については地番の整理は行われないため、変更を行わないこととしています。
	・西平井一～三丁目と大字西平井が存在することになるのか。	そのとおりの提案となっています。
	・字の区域及び名称の変更を基本的に区画整理区域内にされると区域外の人を疎外しているように思える。区域外の字の区域及び名称の変更はないのか。	今回の区画整理区域内の換地処分に伴う地番整理に合わせて字の区域及び名称の変更を行うもので、区画整理区域外については、原則、字区域、名称変更は行う考えはありません。
	・区画整理区域内だけ字区域の変更となると、どうしても区域外に住んでいる人は疎外感を感じる。自治会の歴史ある地域なので、歴史的、経済的価値を考慮してほしい。	同上。
	・区画整理区域外の大字西平井の区域にも丁目を付すべきという問題について、審議会にしっかりと申し送りしてほしい。	同上。審議会に報告されます。
	・字区域の分け方、また一～三丁目を付した根拠を教えてほしい。	主要道路等の公共地物により字の区域を分け、1丁目→2丁目と隣接するよう配置しました。丁目に分けることは一般的にとられる手法と捉えています。
	・字の区域及び名称変更に反対しこのままで良いとした場合、この案件が白紙になることはあり得るのか。	変更を行わずに換地処分が実施されると分かりにくい複雑な地番の振り方となってしまいます。それを避けるために実施するものです。
	・区画整理区域外の大字西平井の区域を四丁目とした案を提案してもよかつたのではないか。	区画整理区域外については、原則、字区域、名称変更は行わないと考えています。
	・西平井自治会は法人格であり、規約上の所在、所属条件等の変更も必要となるのか。	名称変更の対象者、及び団体は、所在や住所等の変更作業が生じます。

意見	市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・道路、鉄道等公共の地物を境界と考えることは理解できるが、あくまで「原則」とし、歴史や文化的背景、住民の要望がある場合はできる限り尊重してほしい。それができない場合は、具体的にどういった実害があり、その実害を防ぐ手立てはない等、尊重できないその根拠を明らかにしてほしい。 	<p>現行の字界は、区画整理によって道路等の公共地物と異なっています。現行の字界を尊重した字界を設定すると字の区割りが複雑になってしまいます。このことから、字界は将来的に変更されない幹線道路やTX等公共地物を大原則としていることをご理解ください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・将来を見据えて、変更なき形で、継続できるような結論を出していきたい。 	<p>字界に関しては、将来にわたり変更されることのない幹線道路、TX等を設定しています。また字の名称についても住民の皆様が納得できるものとしたいと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・将来にわたって変更されることのない公共地物に「流山線」を入れるのは疑問に思う。旅客が減少している赤字路線で廃線の可能性あり。それよりは「流山市道」を公共地物にいれ、より柔軟な字区域の設定を可能にするべき。 	<p>貴重なご意見として受け止めさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「公共地物による区域設定(原則)」を行った後、「歴史と文化(例外)」を考慮し区域をきめるべき。 	<p>字の区域割は将来にわたって変更されることのない公共地物を原則とし、地域の文化、歴史等を総合的に考慮し、設定しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大字の区域設定について、今後のことを考えると、市案に賛同したい。ただ字の区域及び名称の変更に伴う住所変更手續が大変なので、最小限にしてほしい。 	<p>字の区域及び名称の変更に伴う住所変更の手續に関しては、必要な手續をまとめた資料の配布や、はがき50枚の無料配布等で対応したいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・流山沿線は昔、きれいな清水が湧き出ており、線路の両側を清水が流れている。また沢蟹がたくさんいた。このような土地柄であったことから、清らかな水の街で「きよ水町」を提案する。 	<p>貴重なご意見として受け止め、審議会に申し送りいたします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・字名はその土地の歴史を表すものであり、むやみに変えるべきではない。 	<p>字の名称変更に関しては、その地域の歴史や、そこに住んでいる住民の慣れ親しんできた名称を尊重し、今回提案しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・何年か前の市町村合併にて由緒ある地名がなくなり、反省の意見を聞くが、その点も考慮してほしい。 	<p>由緒、歴史ある地名を尊重し、字の名称を設定したいと考えています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・大字鰐ヶ崎及び大字西平井の全域について、字の区域及び名称の変更後の青写真を住民に示すことが大切である。なおそれが現実になることについて、地域ごとに時間差があることは理解する。 	<p>変更案において、青線で現在の字の区域及び名称、赤線で提案する字の区域及び名称を重ねて示しています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・青写真がなく、市が考えた限定的、部分的な案を持って字の区域及び名称について住民に意見を求めるのは、無理があるのではないか。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・流山市に転入時にこの地域が「西平井」になることについて、市から説明を受けてない。やり方に無理がある。 	<p>字の区域及び名称の変更が、地域の方々の利便性向上のためであることを、ご理解ください。</p>

思井自治会

	意見	市の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ・思井地区は、中・芝崎等含め元八木地域として、各種事業を協力して行っており、また思井という名に愛着を持っている。 	字の名称の設定に関しては、審議会にて慎重に審議いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・思井地区の一部とはいえ、旧来の八木村思井が流山の鰯ヶ崎に字区域が変更されるのは、抵抗がある。 	同上。
	<ul style="list-style-type: none"> ・行政管理上、字名の変更が必要な点は理解できるが、思井という区域は残してほしい。他の地区に組み込まないでほしい。 	同上。
	<ul style="list-style-type: none"> ・数百年昔より下総国東葛飾郡字思井として慣れ親しんできた地名を変えないでほしい。 	同上。
	<ul style="list-style-type: none"> ・鰯ヶ崎地区においても、南流山区画整理区域内の鰯ヶ崎と、大字鰯ヶ崎、更に今回の案での鰯ヶ崎〇丁目と1つの地域で3つの字名ができ、紛らわしい。このため、思井地区は、運動公園周辺地区の区画整理事業に係る字名変更の検討に併せて、鰯ヶ崎地区については字名の統一等を図ってほしい。 	住所の表記を省略した場合、鰯ヶ崎一丁目1番地と現行鰯ヶ崎1番地の1がともに「鰯ヶ崎1-1」となり、紛らわしくなります。この件に関しては、字の名称の中で審議会で慎重に審議いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民が不便を感じていない。変更の必要なし。年配者の多い地域でこのようなことはする必要なし。 	区画整理事業に係る地番の振り直しに伴い字の区域及び名称変更を行うことで、新しい区域ごとの区画が明確になり、より整理された地番の振り分けが可能となること、また将来的に複雑な区画、地番を避けるためであることをご理解ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・字区域の変更で免許・保険証等の手續が必要となるが、市で行ってもらえるのか。手間がかかる。 	免許証や保険証等の住所欄の変更手續は皆様に行ってもらうこととなります。この点に関しては、必要な手続をまとめた資料の配布や、はがき50枚の無料配布等で対応したいと考えています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・従前の字名を使い、字の名称を変更することは、丁目設定は別として異論はない。 	貴重なご意見として受け止めさせていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・思井地区について今回の変更においては、字の区域の変更と区画整理による地番整理を行い、字の名称変更については運動公園周辺地区と一体的に検討し同時に変更を行うべきである。 	審議会にて、慎重に審議いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・思井地区の字の名称変更については、運動公園周辺地区と一体的に検討すべきであり、自治会意見を求めるべき。 	同上。
	<ul style="list-style-type: none"> ・鰯ヶ崎・思井地区は、未だ基盤整備に係る工事が始まってないが、区画整理事業期間内に完了するのか。 	区画整理事業の進捗状況によりますが、平成28年度事業完了を予定しています。
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に区画整理事業を完了し、それに伴い字区域の変更は慌ただしい。 	区画整理事業が平成28年度完了予定であること、これを鑑みると、この時期に字の区域及び名称の変更の手續が必要であることをご理解ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・万が一、引越しが必要な場合は、仮住まいなしで、引越し作業は一回のみにしてほしい。現住民を動かさないような区画を考えてほしい。 	区画整理事業に関する質問ですが、貴重な要望として頂戴いたします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・字区域は公共の地物を基本としているというが、事業施行地区界が土地筆境なる箇所が存在しており、土地筆境が字区域の変更案となっている。(宮園1丁目境) 	区画整理区域内の字界については、公共地物により字の区域割を設定していますが、周囲については区画整理事業施行地区界としています。

意見	市の考え方
・鰐ヶ崎団地自治会から、区画整理区域内に鰐ヶ崎一丁目と字を付すことに対して反対の声が挙がるのではないか。	この件に関しては、審議会で話合われるべきであると考えています。
・今なぜこの区域だけ事前に字区域を変更するのか。	区画整理事業が平成28年度完了予定であること、これを鑑みると、この時期に字の区域及び名称の変更の手続が必要であることをご理解ください。
・字の区域及び名称変更のメリット、デメリットに関して教えてほしい。	メリットとして、区画整理事業に係る地番の振り直しに伴い字の区域及び名称変更を行うことで、新しい区域ごとの区画が明確になり、より整理された地番の振り分けが可能となります。デメリットはとしては、当該区域にお住まいの皆様に住所変更の手続を負担してもらうことになります。この点に関しては、必要な手続をまとめた資料の配布や、はがき50枚の無料配布等で対応したいと考えています。

西鰐地区 地元説明会 平成25年7月6日(土)4自治会24名参加

質問	市の考え方
なぜ今の時期に字の区域及び名称の変更が必要なのか。	区画整理事業により、新しい道路等ができあがり、区画が変わることから、新たに番地を振り直す必要があります。この番地の振り直しを行うためにはまず、大きく字で区域を分けなくてはなりません。この番地の振り直し(換地処分)作業に約1年半必要であり、事業完了1年半前に議会の議決をもって当該区域の区域割や名称を決定し、調書を作らないといけません。また議会の議決を得るための資料を作るのに約1年間を要します。ここで約2年半です。これにその他の作業も含めますと全部で3年程度かかりますので、事業完了予定が平成28年度であることを鑑みますと、そろそろこの地区の字名を決める時期に入っています。
住所変更のはがきを出す費用を全部市役所が負担してくれるのですか。	今までの住所変更につきましても、郵便局と協議の上、例えばお1人様はがき50枚分を無料でお渡しすることで、住所変更手続に利用していただいています。
区画整理区域外の大字西平井の地区に関しては、約260世帯も住んでいるので、一緒に字名の変更はできないのか。	区画整理区域内に関しては、区画整理事業により、新しい道路等が整備され、それに合わせて新しい地番が振り直されることとなります。しかしながら当該区域は区画整理区域外であることから、地番の振り直しは行われません。要するに今までの住所に丁目を付すことになるだけで、皆さまが行う手続が増えるだけとなります。また区画整理区域外の東谷の区域や鰐ヶ崎の区域はどうするのかということになりかねませんので、基本的には区画整理区域内を字名称の変更区域としています。
今まで使っていた番地が変わるとなると住民にどうのような影響があるのか。	住所地番が変わるということは、引越しの手続をしたことと同じようなものです。当然事業は市や区画整理事業者が行っていますので、登記や住民基本台帳などのもとになるものはこちらで訂正します。ただし皆さまがお持ちになっている免許証や保険証に記載されている住所は、皆さまの手續で変更しなければなりません。今までの大字の変更手続の時もそうでしたが、今後皆さまがどういった手續が必要かわかるものを、今回もお配りするつもりではいます。
字の区域及び名称の変更で、自治会の区域割と字界の区域割がかぶることとなります。たとえば現行大字鰐ヶ崎の一部が西平井という字名に変更になっているが、自治会の区域割は鰐ヶ崎自治会ということはありえるのですか。	自治会の区域割と字の区域割は別物として考えていただきたい。ただし将来的に新しい道路等ができる、自治会の区域割が変わる可能性もあります。新市街地地区では字の区域割範囲を超えた自治会の区域割となっていますので、今後自治会関係を所管しています市のコミュニティ課と自治会で話し合いがなされることとなっています。
現行大字鰐ヶ崎で新しい大字が西平井になる一部区域に住んでいる人が、大字の変更を機に西平井自治会に所属するということもありえるということですか。	どこの自治会に入会しなさいということは市では強制できません。住民の皆さまのほうで自治会の所属は決めることです。

現行大字鰐ヶ崎で、字名変更で西平井に含まれる区域について、なぜ字名を変える必要があるのか。	都市計画道路で分けたらきれいではないかという、あくまで市の提案です。
鰐ヶ崎一丁目、二丁目に提案している区域は人口も少なく、ほとんど緑地であるのに、どのように鰐ヶ崎一丁目、二丁目と決めたのか。	あくまでたたき台です。
行政区域制度審議会はいつ設置されるのか。	予定では8月19日第一回審議会を開こうと考えています。またその審議会の中で各自治会からの意見をお答えする準備をしながら、今後どういった名称、区域にしていくか決めていきます。審議会を2ヶ月に1回計3回開催し、約半年かけて自治会、関係機関、市含めた一つの意見を市に答申しようと考えています。
区画整理区域外の大字西平井の一部を、字区域の変更案に加えたのはなぜですか。	西平井と平和台の間、細長く残った部分に関しては、区画整理区域外ですが、この地区を残すのは、字の区画割に際して非常に形が悪いので、この地区を加えた案を提案させていただきました。ただこここの区域に住んでいる方からは番地は変わらないが丁目はつけてほしいという要望はでていますので、この地区に関しては考える余地はあると考えています。
鰐ヶ崎三本松周辺区域の新字界を鰐ヶ崎一丁目とするのは、鰐ヶ崎団地周辺住民から反論の声があがるのではないか。	この点も含め、審議会で議論し、判断いたします。
区画整理事業を行うことは、住民に面倒な手続を行わせるだけなのではないか。	区画整理事業の是非に関することですが、今回の字の区域及び名称の変更に関しては、今後の地域の方々の利便性向上ための変更と考えていただきたいと考えます。

西平井自治会説明会 平成25年7月27日(土)自治会員42名

質問	市の考え方
この素案はあくまでたたき台であり、審議会のほうで改めて審議し、議会に上程するという理解でよろしいか。	そのとおりです。
大字西平井の区画整理区域外の地域についてはどうするのか、西平井一丁目、二丁目、三丁目、大字西平井が存在することになるのか。	区画整理区域外の大字西平井は何も変わりません。区画整理区域内に関しては、あくまでたたき台であるが、このように字の区域及び名称を変更してはどうかと提案させていただいています。
字区域の分け方に関して、一～三丁目をつけた根拠を教えてほしい。	一～三丁目をつけた根拠ですが、区画整理事業が行われると字の区域をおおよそ20ヘクタールで設定しています。また丁目の振り方に関しましては、あくまで市の提案です。
字の区域及び名称の変更を区画整理区域内に限定するのは、区域外の人を蔑ろにしているように思える。また字の区域及び名称の変更の可能性はないのか。	字名の変更が行われない区域に住んでいる住民の皆さんを蔑ろにするということは一切ありません。区画整理区域内は便宜上素案のような字区域の分け方をしましたが、むしろ西平井の名称を残すことが大切であるということで、大字西平井の名称を残すことが蔑ろにするということではありません。
区画整理区域内だけ字区域を変更するとなると、どうしても区画整理区域外に住んでいる人は疎外感を感じる。歴史的価値、経済的価値、地域の一体感等を考慮してほしい。	大字西平井が残る部分に住んでいる方から、同じように丁目を付してほしいと意見が出ることを想定していました。このことに関しては、当然審議会で話し合うべき事項だと思います。審議会が始まってからも審議会委員を通して地元の皆さんの意見を吸い上げていただき、審議会で意見を述べてもらいたいと考えています。 ただし区画整理区域外の区域に丁目を付すことでの、概に土地の価値が上がるということはありません。 当然区画整理区域内に関しては、幹線道路、公共上下水道等が完備されるため、地価の上昇は考えられます。
区画整理区域外の大字西平井区域を四丁目とした案を提案してもよかつたのではないか。	区画整理区域外に丁目を付すとどうなるかですが、簡単に言いますと、引越しされるのと全く同じです。運転免許証の住所欄や、土地、建物に関する登記簿の所有者の住所欄、皆さんが登録している会員証の住所欄などを、皆さん自ら変更手続をしなくてはなりません。 また親戚近所への住所変更のお知らせも皆さんに自ら行ってもらう必要があります。ただしこれに関しては市と郵便局が協議の上、一人当たり50枚分のはがきを差し上げる等手段で、協力するつもりです。 こういった多くの手続を必要とし、大変なことをなぜ市は勝手に進めるのだと住民の方から言われると困りますので、区画整理区域内は換地が行われるので仕がないとして、区画整理区域外に関しては皆さんの負担の観点から、今までの名称にしようというのが一つの案です。

住民側が字の区域及び名称の変更に反対し、このままで良いとした場合、この案件が白紙になるということはありえるのでしょうか。	今回こちら側で丁目を付し区域を分けたのは、番地の振り直しをわかりやすくするためです。例えば、区画整理事業に付随して字の区域及び名称の変更を行わなかった場合、区域割がされてないので、100-1、200-1のように地番の数字が大きくなってしまいます。また区画整理区域外の西平井の番地と数字が重なる場合には、どちらかの地番の数字を欠番または訂正することになります。要するに、字の区域及び名称の変更を行わないことは可能ですが、とてもわかりにくく、複雑な区域割、また地番の振り方となります。それを避けるために今回の案を提案させていただいている。
自治会は法人格であり、規約上の住所や自治会の所属条件を変えなくてはいけないのか。	そういった手続は当然必要となります。新市街地地区に関しましても約20の自治会があり、自治会を所管するコミュニティ課と様々な手続に関し協議しています。ですので、字の区域及び名称が決まった後に、コミュニティ課と協議していただきたい。
西平井の線路の西側、小さい三角の区域も西平井自治会の区域なのでよろしくお願 いしたい。	貴重な要望として、頂戴いたします。

鰯ヶ崎自治会説明会 平成25年8月3日(土)自治会員22名

質 問	市の考え方
区画整理区域外も字の区域及び名称の変更を行う案はないのか。またいなかのイメージのある大字を取る案はなかったのか。大字ではなく丁目を付したほうが一般的である。	<p>大字の話ですが、流山市はもともと1町2村が合併し誕生しました。町・村ごとで大字が付されている町・村(流山町、新川村)、付されていない村(八木村)があったことを御理解してください。また流山市では、住民票上の正式な住所には大字が表記されており、～番地の～という表記となります。ただし通常の郵便物で使用する際は横線でも結構です。これが前提です。区画整理区域外も丁目を付さないのかという質問ですが、区画整理区域内は、土地の形状が変わるため、地番の振り直しを行う必要があります。この地番の振り直し作業に伴い字の区域及び名称の変更を行うことで、新しい区域ごとの区画を明確にし、より整理された地番の振り分けが可能になります。すなわち区画整理区域内において、字の区域及び名称の変更は必要な作業です。</p> <p>ですが区画整理区域外は、大字が変わるだけで地番はそのままです。要するに引越しをするのと同じ手続を皆さんに行ってもらうこととなります。例えば免許証の住所欄の書き換えです。区画整理区域内にお住みの方々は、そもそも地番が振り直されるのでこのような手続は必須ですが、区域外にお住みの方々にまでこのような手続の負担を負わせるべきか等、総合的に考慮し、今回、基本的には区画整理区域内としました。</p> <p>また都市計画道路332号線が今後完成し、区画が大きく変わることが考えられるこども基本的に区画整理区域内とした理由のひとつです。</p>
都市計画道路332号線の完成を理由として、字の区域及び名称の変更を基本的に区画整理区域内にしたのは理解できるが、実際は市が面倒だから区域外の変更を行わないだけではないか。	大字をなくすためだけに皆さんに引越しと同じ手続を行わせるわけにはいかないことを理解してください。
大字鰯ヶ崎と鰯ヶ崎はどうしてできたのか。	もともと今の大字鰯ヶ崎、鰯ヶ崎、南流山の一部は、大字鰯ヶ崎でした。鰯ヶ崎の旧県道の南側は南流山の区画整理が行われた区域であり、この南流山の区画整理事業に伴い、現鰯ヶ崎は大字鰯ヶ崎から名称が変更されました。
なぜ南流山の区画整理の際に鰯ヶ崎1丁目としなかったのか。	大字鰯ヶ崎の区画が複雑な形状であったことを考慮していただきたい。
区画整理事業全体における市の役割分担はどのようにになっているのか。	区画整理事業に関しては、西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所、字の区域及び名称の変更は総務課、自治会区域など自治会関係はコミュニティ課、学区関係は学校教育課がそれぞれ所管しています。
丁目が変わった場合、どのように住所を表記することになるのか。	流山市の住所に関しては、全て「〇〇丁目〇〇番地の〇〇」に統一されています。

一丁目1400番のような住所が存在することになるのか。	区画整理区域内に関しては、新たに1番から地番が整理されます。字区域の大きさにもよりますが、約20ヘクタールで大字の区域を区切っているので、地番は2ケタにおさまると思います。
現行大字鰯ヶ崎で、変更案において西平井二丁目に該当する区域に住んでいるのだが、現行の大字を尊重し、そのままとするような案、または他の道路や街区で字区域を分けるなど妥協案はないのか。	その案も考えましたが、今後長い目で見ると、太い道やTX等公共地物で区割することが大原則であることより、このような変更案としました。新しい区画に沿った字の区域及び名称の変更となりますので、このように名称変更がなされる地域が出てくることを御理解してください。ただし、自治会の所属等が伴って変更されることはありません。
歴史ある地名を残すことには賛同できる。三本松古墳も歴史ある名称として意識すべきである。	審議会で議論されることとなります。
大字は「鰯ヶ崎」のままでよいのではないか。	大字を「鰯ヶ崎」として、地番を1から振り分けますと、現行鰯ヶ崎1番地と重複しますので、このようなたたき台の案としました。また鰯ヶ崎にこだわらず、新たな大字とすることも可能です。
「鰯ヶ崎一丁目」ではなく「鰯ヶ崎一(ひれがさきいち)」という大字にはならないのか。	丁目を付さないと現行「鰯ヶ崎」と重複し、郵便物の誤配等の支障が出る可能性があります。